

登録教習機関の変更登録の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第77条第3項において準用する第47条の2の規定による「法人の代表者の氏名の変更の届出」があったので、労働安全衛生法第112条の2第2項第2号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登 録 番 号	京第41号
登録教習機関の名称	株式会社瑞光
登録教習機関の住所	大阪府中央区瓦町二丁目3番2号
事 務 所 の 名 称	株式会社瑞光 京都教習センター
事 務 所 の 所 在 地	京都市南区吉祥院嶋野間詰町75番地
変更する年月日	令和7年9月8日
変 更 事 項	登録教習機関の住所（下記のとおり）

変更前	滋賀県大津市茶戸町13番9号
変更後	大阪府中央区瓦町二丁目3番2号

令和7年9月18日

京 都 労 働 局 長



※ 京都労働局長印の押印は、「都道府県労働局公印取扱要領」第8条第3項の規定に基づき、その印影を印刷としています。